

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 農用地利用配分計画の認可の申請 (農業振興課) 一
- 保安林の指定に関する通知内容の揭示 (森林整備課) 一
- 海岸保全区域の指定 (三件) (水産業基盤整備課) 一
- 道路の区域変更 (二件) (道路課) 二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (情報政策課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (道路課) 五
- 開発行為に関する工事の完了 (二件) (建築宅地課) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (警察本部会計課) 六
- 警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則 (公安委員会) 六

告 示

○宮城県告示第六百二十三号
農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十八年七月十五日から平成二十八年七月二十九日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十八年七月五日

三 縦覧場所

宮城県庁(農林水産部農業振興課)

○宮城県告示第六百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、平成二十八年六月二十二日付け森整第二百六十一号で関係者宛て通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を南三陸町役場に揭示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林子定森林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字長清水二四

二 所在が不明である者の住所氏名

神奈川県川崎市高津区新作一丁目六番一〇号

三 通知の内容

一の森林について、平成二十八年六月二十一日宮城県告示第五百七十六号で告示したとおり保安林に指定する予定である。

○宮城県告示第六百二十五号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十八年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指 定 区 域
沿岸名	漁港名	
仙台湾沿岸	塩釜漁港	次に掲げるイ点からチ点までを順次結んだ直線及びイ点とチ点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 塩釜市新浜町一丁目百六番一(北緯三八度一九分二八・三秒東経一四一度〇二分一五・二秒)
越の浦地区海岸	海地区	

沿岸名	海岸の名称
漁港名	海岸の名称
地区名	海岸の名称
指 定 区 域	

イ点 基点 A 点から三五八度一〇分〇七秒一五五・七メートルの地点
 ロ点 基点 A 点から一五九度〇三分一三三・一メートルの地点
 ハ点 基点 A 点から九五度一三分三三・四メートルの地点
 ニ点 基点 A 点から三五度一三分三八分〇秒三・九メートルの地点
 ホ点 基点 A 点から二四度九分一三秒二・九メートルの地点
 ヘ点 基点 A 点から二四度九分一三秒二・九メートルの地点
 ト点 基点 A 点から二四度八分一〇秒二・六メートルの地点
 チ点 基点 A 点から二四度八分一〇秒二・六メートルの地点

○宮城県告示第六百二十六号
 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
 平成二十八年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称
漁港名	海岸の名称
地区名	海岸の名称
指 定 区 域	

次に掲げるイ点からリ点までを順次結んだ直線及びイ点とリ点を結んだ直線により囲まれた区域
 基点 A 点 塩釜市新浜町一丁目百六番一（北緯三八度一九分二八・三秒東経一四度〇二分一五・一秒）
 イ点 基点 A 点から三三度四分二八秒一六二・一五メートルの地点
 ロ点 基点 A 点から一三度三七分〇秒二三五・一メートルの地点
 ハ点 基点 A 点から二八度七分二六分〇秒二・四メートルの地点
 ニ点 基点 A 点から一八度二一分四分四秒一・七メートルの地点
 ホ点 基点 A 点から一〇度四分四分四秒一・五メートルの地点
 ヘ点 基点 A 点から一〇度四分四分四秒一・五メートルの地点
 ト点 基点 A 点から一〇度四分四分四秒一・五メートルの地点
 チ点 基点 A 点から一〇度四分四分四秒一・五メートルの地点

○宮城県告示第六百二十七号
 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
 平成二十八年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称
漁港名	海岸の名称
地区名	海岸の名称
指 定 区 域	

沿岸名	海岸の名称
漁港名	海岸の名称
地区名	海岸の名称
指 定 区 域	

次に掲げるイ点からリ点までを順次結んだ直線及びイ点とリ点を結んだ直線により囲まれた区域
 基点 A 点 塩釜市新浜町一丁目百六番一（北緯三八度一九分二八・三秒東経一四度〇二分一五・一秒）
 イ点 基点 A 点から二五度五分一〇秒二・二メートルの地点
 ロ点 基点 A 点から二五度五分一〇秒二・二メートルの地点
 ハ点 基点 A 点から二五度五分一〇秒二・二メートルの地点
 ニ点 基点 A 点から二五度五分一〇秒二・二メートルの地点
 ホ点 基点 A 点から二五度五分一〇秒二・二メートルの地点
 ヘ点 基点 A 点から二五度五分一〇秒二・二メートルの地点
 ト点 基点 A 点から二五度五分一〇秒二・二メートルの地点
 チ点 基点 A 点から二五度五分一〇秒二・二メートルの地点

○宮城県告示第六百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 築館栗駒公園線
 - 三 道路の区域
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	
変更前	変更後
敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
栗原市栗駒沼倉耕英東一四番一地先から 同市栗駒沼倉耕英東一四番一地先まで	栗原市栗駒沼倉耕英東一四番一地先から 同市栗駒沼倉耕英東一四番一地先まで
前 一一・〇 後 一一・〇	前 一七・八 後 一七・八
前 二七・五 後 二七・五	前 二七・五 後 二七・五

○宮城県告示第六百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 文字下細倉線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	
栗原市鶯沢南郷四ツ岩八一番一三地先から 同市鶯沢南郷四ツ岩八一番一三地先まで		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	二一・四 二六・七	三六・九
二一・五 三八・六	三六・九		

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十八年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件の名称及び数量 宮城県自治体情報セキュリティクラウド構築業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書、仕様書及び提案書作成要領による。
 - 3 履行期間 契約締結の日から平成二十九年二月二十八日まで
 - 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁 ほか
 - 5 予定価格 二九四、三四四、二八〇円（内消費税及び地方消費税二二、八〇三、二八〇円）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立て

をしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に對して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 I S M S適合性評価制度(情報セキュリティマネジメント)または、プライバシーマーク制度の認定を受けていること。

9 情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成九年通商産業省令第四十七号)の表の上欄に掲げる試験のうち、いずれかの試験に合格した者を雇用し、かつ、本業務に配置できること。

10 企業連合にあつては、次のいずれにも該当すること。
 (一) すべての構成員が1に該当し、かつ、2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8及び9の要件を満たしていること。

(二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、

宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ平成二十八年八月十八日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書等の提出場所等
 1 総合評価のための入札書及び提案書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び提案依頼書の交付場所、問い合わせ先

〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県行政庁舎三階 宮城県震災復興・企画部情報政策課システム最適化推進班

(電話〇二二二二二一四七三三)

2 入札説明書及び提案依頼書の交付期限
 平成二十八年八月五日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十八年七月二十九日(金)午後五時までに1あてて申し出ること。

3 総合評価一般競争入札参加資格審査
 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 総合評価のための提案書の提出期限
 平成二十八年八月二十四日(水)午後三時までに1あて提出することとし、郵送の場合は、同日同時までに到達すること。

5 入札書の提出期限
 平成二十八年九月一日(木)午後五時までに1あて提出することとし、持参による場合は6(一)の開札日時及び場所までとする。

6 開札の日時及び場所
 (一) 日時 平成二十八年九月二日(金)午前九時三十分(開場午前九時二十分)
 (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階
 震災復興・企画部情報政策課

四 入札に参加することができない者
 1 二に定める資格を有しない者及び三3における審査により資格を有しないとされた者
 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他
 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九八条、第九十九条及び第一百零四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準で規定する評価項目のうち、必須事項が提案依頼書で定める基準を全て満たし、かつ、最も高い評価を得た者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 入札執行の方法 総合評価一般競争入札

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

<p>1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Development of Miyagi Prefecture local government information cloud security system (1)</p> <p>2 Period of Implementation : From contract settlement to February 28, 2017</p> <p>3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government building and other locations</p> <p>4 Deadline and place of bid submission (in person): September 2, 2016 (Fri.). 9: 30 a.m. Miyagi Prefectural Government, 3rd Floor, Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department</p> <p>5 Deadline and place of bid submission (by mail): September 1, 2016 (Thu.). 5: 00 p.m.</p> <p>6 Contact Information : System Optimization Promotion Section, Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 38-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-2473</p> <p>7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only</p> <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。 平成二十八年七月十五日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 随意契約に係る建設工事委託の名称 主要地方道築館登米線佐沼等道路改築工事(その二)(平成二十八年年度県債地道改復興四一〇一号)</p> <p>二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県土木部道路課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>三 契約の相手方を決定した日 平成二十八年六月十六日</p> <p>四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 宮城県道路公社 代表者 宮城県道路公社理事長伊藤和彦 仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号</p> <p>五 委託金額 四十五億三千九百万円</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令第六十七条の二第一項第二号該当</p> <p>○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。</p> <p>平成二十八年七月十五日</p>	<p>一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>牡鹿郡女川町塚浜字塚浜二番一の一部、二番三の一部、二番四、二番五、二番六の一部、三番、三番二、四番一の一部、四番二、五番の一部、六番二の一部、十番一、十番二、十番三、十番四、十一番一、十一番二、十二番一、十二番二、十四番、十五番一の一部、十五番二の一部、十六番四、十六番五、十七番一、十七番二、十九番一、十九番二、十九番三、二十番一、二十一番一、二十一番二、二十一番三、二十一番四、二十二番一、二十二番二、二十三番一、二十三番二、二十四番一、二十四番二、二十四番三、二十五番一、二十五番二、二十五番三、二十六番、二十七番の一部、三十番、三十番二、三十三番一、三十三番二、三十四番一、三十四番二、三十五番、三十六番一、三十六番二、三十六番三、三十六番四の一部、三十七番、三十八番一、三十八番二、三十八番三、三十八番四、三十九番一の一部、三十九番二の一部、三十九番三の一部、三十九番四の一部、四十一番、四十二番、四十五番一、六十九番、七十番二、七十番三の一部、七十二番一の一部、七十二番四の一部、七十三番一の一部、七十三番八の一部、七十三番九の一部、七十八番一の一部、八十四番の一部、八十六番一の一部、百五十九番一の一部、百六十二番の一部、百六十三番の一部、百六十五番の一部、百六十七番一、百六十七番二、百六十八番一の一部、百六十八番二、百七十六番一、百七十六番二、百七十七番の一部、百七十九番の一部、百八十番の一部、百八十番一の一部、百九十四番一の一部、同字竹ノ尻五十一番一の一部、同飯子浜字夏浜六十四番二十四の一部、六十四番百</p>
--	--

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

女川町

十五の一部、六十四番百二十七の一部、六十四番百二十九の一部、六十四番百三十一の一部、六十四番百三十三の一部、百十八番二の一部、百十九番四、同塚浜字塚浜七十二番一地先の道の一部、二番三地先の道の一部、十番一地先の水、二十五番二地先の水の一部、百六十七番二地先の水、同飯子浜字夏浜百十八番二地先の水の一部(第一工区)

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年七月十五日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

角田市角田字牛館百七十四番一、百七十八番一、百八十番一、百八十一番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

石川建設株式会社

角田市梶賀字西百六十二番地

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 運転者管理システム改修業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年七月六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 落札金額 一億一千四百九十四万四千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 入札の公告を行った日 平成二十八年六月二十九日

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第10号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年7月15日

宮城県公安委員長 相澤 博彦

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則(昭和29年宮城県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第4仙台南警察署の表長町交番の項中「大野田三丁目」を「大野田五丁目」に改める。

別表第4石巻警察署の表蛇田交番の項中「あけぼの三丁目まで」の次に「あけぼの北一丁目、あけぼの北二丁目」を加え、同表中

「矢本交番 東松島市のうち大塩、大曲、小松、新館前、矢本」を

「矢本交番 東松島市のうちあおい一丁目からあおい三丁目まで、大塩、大曲、あおい、小松、新館前、矢本」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。